

《 介護保険 》 さむかわ訪問看護ステーション料金表

令和8年6月1日 現在

1 介護保険の訪問看護費

負担金は基本単位×10.70×10%で計算されます

※毎月の総単位数に1.8%の処理改善加算がプラスされます

サービスの内容	基本単位	負担金		
		1割	2割	3割
※20分未満（訪問看護1） （24時間体制かつ20分以上/週1回利用の場合のみ可能）	介護 314	336円	672円	1,008円
	予防 303	324円	648円	972円
※30分未満（訪問看護2）	介護 471	504円	1,008円	1,512円
	予防 451	482円	964円	1,446円
※30分以上60分未満 （訪問看護3）	介護 823	881円	1,762円	2,643円
	予防 794	850円	1,700円	2,550円
※60分以上90分まで （訪問看護4）	介護 1,128	1,207円	2,414円	3,621円
	予防 1,090	1,166円	2,332円	3,498円
早朝・夜間加算 基本単位の25%増 （注1）	早朝とは6～8時、夜間とは18～22時です			
深夜加算 基本単位の50%増 （注1）	深夜とは22～6時です			
サービス提供体制強化加算 （訪問1回につき）	6	6円	12円	18円
☆緊急時訪問看護加算（注2）	600	614円	1,228円	1,842円
☆1特別管理加算（Ⅰ）	500	535円	1,070円	1,605円
☆1特別管理加算（Ⅱ）	250	268円	536円	804円
ターミナル加算（注3）	2,500	2,675円	5,350円	8,025円
長時間訪問看護加算（1時間30分を超える） 特別管理加算対象者	300	321円	642円	963円
☆2複数名訪問加算 30分未満	254	272円	544円	816円
☆2複数名訪問加算 30分以上	402	430円	860円	1,290円
☆3初回加算（退院日に訪問）	350	375円	750円	1,125円
（退院翌日以降に訪問）	300	321円	642円	963円
☆4退院時共同指導加算 （1回・特別管理加算2回）	600	642円	1,284円	1,926円
☆5看護・介護職員連携強化加算 （特別業務）	250	268円	536円	804円
訪問にかかる交通費	事業実施地域内は交通費は不要ですが、事業実施地域を超えた地点より、1km20円の交通費を徴収いたします。			

注1 計画外の緊急訪問を行なった場合は所要時間に応じた所定単位数を算定します。なお、特別管理加算の対象者については一月のうち2回以降には、早朝・夜間・深夜加算が付きません。

注2 緊急時訪問看護加算の契約を頂く方には、専用の電話番号をお知らせします。その場合、24時間看護師への電話連絡が可能で必要時には休日や時間外でも緊急訪問をします。

注3 特別管理加算・緊急時訪問看護加算・ターミナルケア加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

☆1 特別管理加算の対象者は、以下のいずれかに該当する利用者の方です。

（Ⅰ）在宅麻薬等注射指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている方、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態の方。

（Ⅱ）在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態。人工肛門、人工膀胱を設置、真皮を超える褥瘡、3日以上点滴注射が必要と認められた状態。

☆2 複数名訪問加算の対象となるのは下記の方で、ご利用者または代理人の方の同意を得て算定いたします。

- ①利用者の身体的理由（体重が重いなど）により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況から判断して、①または②に準ずると認められた場合

☆3 初回加算：新規に訪問看護計画書を作成した時に算定します。

☆4 退院時共同指導加算：病院や介護保険施設に入院、入所中の方が退院または退所するにあたって、訪問看護師が施設に出向き、医師・看護師等と共同して、居宅における療養上必要な指導を行なった場合に月1回（特別管理加算の人は月2回まで）算定します。

☆5 看護・介護職員連携強化加算：医師の指示のもと、痰の吸引等を実施する訪問介護事業所と連携して指導を行なった場合に算定します。